

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

本仕様書は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下、甲という）が受託した東京都委託事業において個人情報等の処理を再委託するにあたり、東京都「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に準じて再委託先（以下、乙という）に対し個人情報の取扱いを定めたものである。

第1章 総則

(秘密等の保持及び個人情報の保護)

第1条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第2条 乙は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等が施される場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(表明保証)

2 乙は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

(権限)

3 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第2章 安全管理体制

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 乙は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定めなければならない。

2 乙は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、乙は、従事者に、責任者の指示に従い本仕様を遵守させなければならない。

3 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第5条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 乙は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における乙の義務及び本仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

3 要配慮個人情報を取り扱う場合、甲は、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(目的以外の利用禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は甲から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複写及び転写等した他の媒体を含む。以下本特記仕様において同じ。）を甲の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製等の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された文書等を甲の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製若しくは転写してはならない。

(個人情報等の安全管理)

- 第9条 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は甲から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定しなければならない。甲は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 3 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定しなければならない。
- 6 乙は、従事者をして前項に基づき特定した送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 9 乙は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存する場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複

製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第10条 甲から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 乙は、この契約による委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第11条 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、甲及び東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策について甲が公表することに協力しなければならない。この場合、乙は、甲が事実関係を公表するに当たって乙の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第12条 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めるこ及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるることはできないものとする。

(損害賠償等)

第14条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

3 乙は、第11条第1項に規定する事態に起因又は関連して、甲が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から甲に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために甲において発生した費用を含む。以下「損害等」という。）が生じた場合、甲の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

4 第1条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、乙の責任者及び従事者の故意又は重過失によって甲に損害が生じた場合、乙は甲に対して違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払う義務を負う。

5 甲に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、甲は実際に生じた損害額を立証することで、乙に対して立証した額を違約金として請求することができる。

(その他)

第15条 乙は、本仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合、その都度甲に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、甲は、甲の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対して情報提供を行うものとする。